

# 青森県報

第四千二百八十五号

平成二十九年  
四月十日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境保全課) ……一
- 海岸保全区域の指定の一部改正……………(漁港漁場整備課) ……一
- 公共測量の終了……………(監理課) ……六

### 公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……六
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……六
- 青森県地域防災計画修正の要旨……………(防災危機管理課) ……六
- 県文化財の指定……………(文化課) ……一〇

## 告 示

### 青森県告示第三百二二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十九年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋立地の区分	指 定 区 域
おいらせ町一般廃棄物最終処分場指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第十一項において読み替えて準用する同法第九条第五項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場)	上北郡おいらせ町東後谷地六三四の一、六三五、六八七の二、六八八の一部、六九二の二の一部、七一七の二の一部、七一八の二の一部、沼端一四の四の一部、四四四の一部

### 青森県告示第三百二二号

昭和三十九年九月十七日青森県告示第八百四十六号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 「沿 岸 名 下北八戸海岸  
漁港海岸名 白浜漁港  
地区海岸名 白 浜  
地先海岸名 白浜地先  
区 域

場 所 青森県八戸市大字鮫町字館越地内から青森県八戸市大字鮫町字館越地内  
ま だ

#### 指定区域

基点一、二、三および補助点三、二、一ならびに基点一を順次結んだ線に囲まれた区域

- 基点一 防波堤基部中心から 二四〇度 一五五メートル 一号表示杭
- 基点二 基点一から 八五度 一一五メートル 二号表示杭

基点三 基点二から 七四度 一八〇メートル 三号表示杭  
 補助点一 基点一から 三四〇度 六〇メートル  
 補助点二 基点二から 〇度 七〇メートル  
 補助点三 基点三から 〇度 六〇メートル

戸	下北八	八戸南	白浜	白浜	指定場所 八戸市大字鮫町字館越地内及び地先 指定区域 次のアの地点からカの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域 アの地点 北緯 四〇度三一分〇六秒九 五一一 東経 一四一度三五分三三秒 七二二九 イの地点 北緯 四〇度三二分〇八秒七 八四九 東経 一四一度三五分三二秒 八七〇八 ウの地点 北緯 四〇度三二分〇九秒五 一三六 東経 一四一度三五分三八秒 六一八〇 エの地点 北緯 四〇度三二分一〇秒七 四九五 東経 一四一度三五分四五秒 九八三一 オの地点 北緯 四〇度三二分〇八秒八 〇四三 東経 一四一度三五分四五秒 九六一〇
---	-----	-----	----	----	--

を

カの地点	北緯 四〇度三二分〇七秒二 四四三
東経	一四一度三五分三八秒 五九二三

に、

を

戸	下北八	八戸南	深久保	深久保	指定場所 八戸市大字鮫町字館越、字舟渡ノ上、字赤コウ地内及び地先 指定区域 次のアの地点からクの地点までを順次直
	浜漁港				

「沿岸名 下北八戸海岸  
 漁港海岸名 深久保漁港  
 地区海岸名 深久保  
 地先海岸名 深久保地先  
 区 域  
 場 所 青森県八戸市大字鮫町字館越地内から青森県八戸市大字鮫町字赤コウ地内まで  
 指定区域  
 基点一、二、三、四および補助点四、三、二、一ならびに基点一を順次結んだ線に囲まれた区域  
 基点一 西防波堤基部中心から 三四三度 一七五メートル 一号表示杭  
 基点二 基点一から 一八〇度 一八〇メートル 二号表示杭  
 基点三 基点二から 一三九度 九〇メートル 三号表示杭  
 基点四 基点三から 一一六度 一一〇メートル 四号表示杭  
 補助点一 基点一から 八六度 七〇メートル  
 補助点二 基点二から 六三度 八〇メートル  
 補助点三 基点三から 三六度 八〇メートル  
 補助点四 基点四から 三五度 七〇メートル

線で結んだ線及びアの地点とクの地点を  
直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 北緯 四〇度三一分〇八秒三  
六七五

東経 一四一度三五分五三秒  
九三二三

イの地点 北緯 四〇度三一分〇八秒五  
〇六二

東経 一四一度三五分五六秒  
九〇〇五

ウの地点 北緯 四〇度三一分〇三秒六  
八九四

東経 一四一度三五分五六秒  
九〇七四

エの地点 北緯 四〇度三一分〇二秒三  
九八三

東経 一四一度三五分五八秒  
三七〇六

オの地点 北緯 四〇度三一分〇〇秒四  
二五二

東経 一四一度三六分〇二秒  
六三八二

カの地点 北緯 四〇度三〇分五八秒五  
七七五

東経 一四一度三六分〇〇秒  
九一一五

キの地点 北緯 四〇度三二分〇〇秒三  
一三三

東経 一四一度三五分五六秒  
三四九二

クの地点 北緯 四〇度三二分〇二秒五  
三二〇

東経 一四一度三五分五三秒  
八六六〇

三陸北  
種差漁  
種差  
種差  
指定場所  
八戸市大字鮫町字棚久保、館ノ下、種差  
地内及び地先  
指定区域  
基点一、基点二、基点三、補助点二、補  
助点一及び基点一を順次直線で結んだ線  
により囲まれた区域  
基点及び補助点の表示  
基点一 八戸市大字鮫町字種差地先西防  
波堤西端基部(起点)から三〇〇度三  
二二メートル 一号表示杭  
基点二 基点一から一三六度二五〇メー  
トル 二号表示杭  
基点三 基点二から一〇八度四五メー  
トル 三号表示杭  
補助点一 基点一から六〇度二五〇メー  
トル  
補助点二 基点三から六〇度二三〇メー  
トル

を  
下北八  
戸 八戸南  
浜漁港  
種差・  
法師浜  
種差・  
法師浜  
指定場所  
八戸市大字鮫町字棚久保、字館ノ下、字  
種差地内及び地先  
指定区域  
次のアの地点からオの地点までを順次直  
線で結んだ線及びアの地点とオの地点を

に、

「沿岸名 下北八戸海岸  
 漁港海岸名 大久喜漁港  
 地区海岸名 大 久 喜  
 地先海岸名 大久喜地先  
 区 域  
 場 所 青森県八戸市大字鮫町字作平地内から青森県八戸市大字鮫町字作平地内  
 指定区域 まで  
 基点一、二、三、四および補助点四、三、二、一ならびに基点一を順次結ん

直線で結んだ線により囲まれた区域
アの地点 北緯 四〇度三〇分二二秒〇 四六三
東経 一四一度三六分三六秒 七〇七〇
イの地点 北緯 四〇度三〇分二六秒〇 三六九
東経 一四一度三六分四五秒 九四九六
ウの地点 北緯 四〇度三〇分一九秒三 七四五
東経 一四一度三六分五四秒 三三二二
エの地点 北緯 四〇度三〇分一五秒七 〇三四
東経 一四一度三六分四五秒 八二八一
オの地点 北緯 四〇度三〇分一六秒一 六六五
東経 一四一度三六分四四秒 〇一五六

を

だ線に囲まれた区域  
 基点一 灯台基部中心から 二九〇度 二五五メートル 一号表示杭  
 基点二 基点一から 一二八度 二〇〇メートル 二号表示杭  
 基点三 基点二から 一二〇度 六〇メートル 三号表示杭  
 基点四 基点三から 二〇〇度 一八五メートル 四号表示杭  
 補助点一 基点一から 三〇度 八〇メートル  
 補助点二 基点二から 六〇度 一二〇メートル  
 補助点三 基点三から 七〇度 一〇〇メートル  
 補助点四 基点四から 一〇〇度 九〇メートル

下北八戸	八戸南	大久喜	大久喜
浜漁港			
指定場所	八戸市大字鮫町字大作平地内及び地先指定区域		
次のアの地点からクの地点までを順次直線で結んだ線により囲まれた区域			
アの地点 北緯 四〇度二九分四二秒七 三八六			
東経 一四一度三七分四一秒 三三一五			
イの地点 北緯 四〇度二九分四四秒九 七三〇			
東経 一四一度三七分四三秒 〇五六七			
ウの地点 北緯 四〇度二九分四〇秒六 一五三			
東経 一四一度三七分五二秒 四一三二			
エの地点 北緯 四〇度二九分三八秒七 九四一			
東経 一四一度三七分五四秒 一七五七			

オの地点	北緯	四〇度二九分三一秒五
	東経	一四一度三七分五一秒
カの地点	北緯	四〇度二九分三二秒〇
	東経	一四一度三七分四七秒
キの地点	北緯	四〇度二九分三七秒七
	東経	一四一度三七分五〇秒
クの地点	北緯	四〇度二九分三八秒七
	東経	一四一度三七分四七秒

に、

「沿岸名 下北八戸海岸

漁港海岸名 金浜漁港

地区海岸名 金 浜

地先海岸名 金浜地先

区 域

場 所 青森県八戸市大字金浜字塩釜地内から青森県八戸市大字金浜字塩釜地内

まで

指定区域

基点一、二、三および補助点三、二、一ならびに基点一を順次結んだ線に囲

まれた区域

基点一 割ヶ島を中心として 二八〇度 一三〇メートル 一号表示杭

基点二 基点一から 一八〇度 一〇〇メートル 二号表示杭

基点三 基点二から 一二五度 一五五メートル 三号表示杭

補助点一 基点一から 一〇〇度 九〇メートル

を

補助点二 基点二から 六〇度 一〇〇メートル  
 補助点三 基点三から 七〇度 一〇〇メートル

下北八戸	八戸南	金浜	金浜	指定場所
	浜漁港			八戸市大字金浜字塩釜地内及び地先
				指定区域
				次のアの地点からカの地点までを順次直線
				線で結んだ線により囲まれた区域
				アの地点
				北緯 四〇度二八分四〇秒〇
				東経 八九五
				イの地点
				北緯 四〇度二八分三九秒五
				東経 五六四
				ウの地点
				北緯 四〇度二八分三八秒四
				東経 四二七
				エの地点
				北緯 四〇度二八分三五秒〇
				東経 〇八三
				オの地点
				北緯 四〇度二八分三三秒九
				東経 二七九五
				カの地点
				北緯 四〇度二八分三六秒八
				東経 四七五
				東経 一四一度三八分三四秒

に改める。

青森県告示第三百四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（基準点測量）

三 測量の期間

平成二十八年九月二十二日から平成二十九年三月十七日まで

四 測量の地域

青森市内一円

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十九年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十三条第三項の規定により公告する。

平成二十九年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三三の一	畑	四、七三八

二 利用権の内容

畑

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
平成二十九年四月十日	五年

四 借賃に相当する補償金の額

〇円

五 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

平成二十四年四月に十和田市東二十二番町八の四二佐藤克久が死亡した後、その所有者が確知できない状態となっている。

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により

青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

平成二十九年四月十日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、東日本大震災をはじめとする近年の災害の教訓、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、計画（風水害等災害対策編及び地震・津波災害対策編）について、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

平成二十九年三月二十四日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

第二章 防災組織

第二節 災害対策本部

- 一 危機管理局が新設されたことを踏まえ、危機管理局長を部長とする対策連絡部が本部会議の事務局としての機能を有するという位置付けを明確にした。
- 二 防災関係機関所属航空機の安全運航と効率運用に資するため、災害対策本部内に航空機の運用調整を行う組織を設置することとした。

第三章 災害予防計画

第五節 自主防災組織等の確立

- 一 市町村は、自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導することとした。
- 二 自主防災組織は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で要配慮者に配慮した防災活動を行うこととした。

第六節 防災教育及び防災思想の普及

- 一 要配慮者に訪日外国人旅行者が含まれることを明確にした。
- 二 県及び市町村は、ハザードマップ等の作成・配布に際し、河川近傍や浸水深

の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することと努めることとした。

- 三 県及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について普及啓発を図ることとした。

第九節 避難対策

- 一 市町村は、災害種別に応じて、被災者が想定されない安全区域内に立地する等の要件を満たすものを指定緊急避難場所として指定することとした。

- 二 指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができることとした。

- 三 市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する等の要件を満たすものを指定避難所として指定することとした。

- 四 市町村の設置する誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示するよう努めることとした。

- 五 指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて日頃から周知徹底に努めることとした。

- 六 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めることとした。

- 七 市町村は、避難計画の策定に当たり、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めることとした。

第十節 要配慮者安全確保対策

- 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならないこととした。

第十六節 水害予防対策

- 一 県及び市町村は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合等に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域等を公表することとした。

二 県は、想定し得る最大規模の高潮によるはん濫が発生した場合等に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域等を公表することとした。

#### 第十八節 土砂災害予防対策

一 市町村は、土砂災害警戒情報及びこれを補足する情報等を用い、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとした。

二 県は、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとした。

三 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の名称等を定めるものとした。

#### 第四章 災害応急対策計画

##### 第一節 気象予報・警報等の発表及び伝達

国、県、市町村は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、伝達手段の多重化、多様化を図ることとした。

##### 第二節 情報収集及び被害等報告

人的被害の数については、県が一元的に集約調整を行うものとした。

##### 第五節 避難

一 国のガイドラインの改定を踏まえ、避難勧告の発令基準として「土砂災害警戒情報が発表されたとき」を追加した。

二 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めることとした。

三 市町村長は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難所運営について専門性を有した外部支援者の協力が得られるよう努めることとした。

##### 第七節 水防

一 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに水防計画で定める者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知することとした。

二 県又は市町村は、その管理する排水施設等で一定のものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに水防計画で定める者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知することとした。

三 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに水防計画で定める者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知することとした。

#### 第八節 救出

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うこととした。

#### 第十三節 障害物除去

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であつて、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うこととし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うこととした。

#### 第十五節 医療、助産及び保健

一 県は、原則として青森空港を航空搬送拠点に定め、トリアージや救急措置等を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置・運営し、航空機による医療搬送体制を確保することとした。

二 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて救急医療活動等の支援体制の整備に努めるとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備に努めることとした。

三 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとした。

#### 第十九節 防災ボランティア受入・支援対策

防災ボランティア情報センターは、NPO、NGO等のボランティア団体等と情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握

し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとした。

第二十一節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

一 市町村は、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図ることとした。

二 県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村から要請があった場合は、災害廃棄物処理実施計画の作成について支援を行うものとした。

第二十八節 相互応援協定等に基づく広域応援

県は、他県等から多数の航空部隊が応援のために派遣された場合等において、県防災航空隊員OBを航空支援員として活用できるよう、航空支援員候補者を交えた訓練等を実施することにより、円滑な受入体制を確立しておくこととした。

第三十節 県防災ヘリコプター運航

県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととした。

第五章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

第二節 火山災害対策

一 県及び火山災害警戒地域をその区域に含む市町村は、火山単位で火山防災協議会を組織することとし、火山防災協議会には検討に必要な様々な者を加えるものとした。

二 県及び市町村は、火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入等により、登山者等の情報の把握に努めるものとし、この際、火山防災協議会において、登山届の必要性について検討するものとした。

三 火山防災協議会は、登山者や旅行者を想定した訓練を実施し、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努めるものとした。

四 県及び市町村は、登山者への伝達をより確実にするため、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図ることとした。

五 県及び市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとした。

六 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集等に努めるものとした。

七 県は、国から噴火警報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びとるべき措置について、関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとした。

八 市町村は、県から噴火警報等の伝達を受けた場合は、市町村地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線等により関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとした。

第六章 災害復旧対策計画

第一節 公共施設災害復旧

大規模災害からの復興に関する法律に基づいて復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとした。

第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

一 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとした。

二 市町村は、必要に応じて、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとした。

地震・津波災害対策編

第一章 総則

第九節 地震・津波による被害想定

近年の新しい科学的知見と最新の地域特性等に基づいて県が平成二十四年度から二十五年度まで及び平成二十七年度に実施した最大クラスの地震・津波被害想定調査の結果を踏まえ、所要の修正を行った。

第三章 災害予防計画

第九節 津波災害対策

一 市町村は、津波避難ビルを含む指定緊急避難場所等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の効率的・計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保等により、津波に強いまちの形成を図るものとした。

二 国、県、市町村及びライフライン事業者は、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとした。

その他「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県有形民俗文化財に指定する。

平成二十九年四月十日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県有形民俗文化財	小泊のキッツ舟 附 櫓 車 權 ネリガイ 一丁 二丁 一丁	一隻	北津軽郡中泊町大字小泊 字漆流三六番地一	中泊町

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭